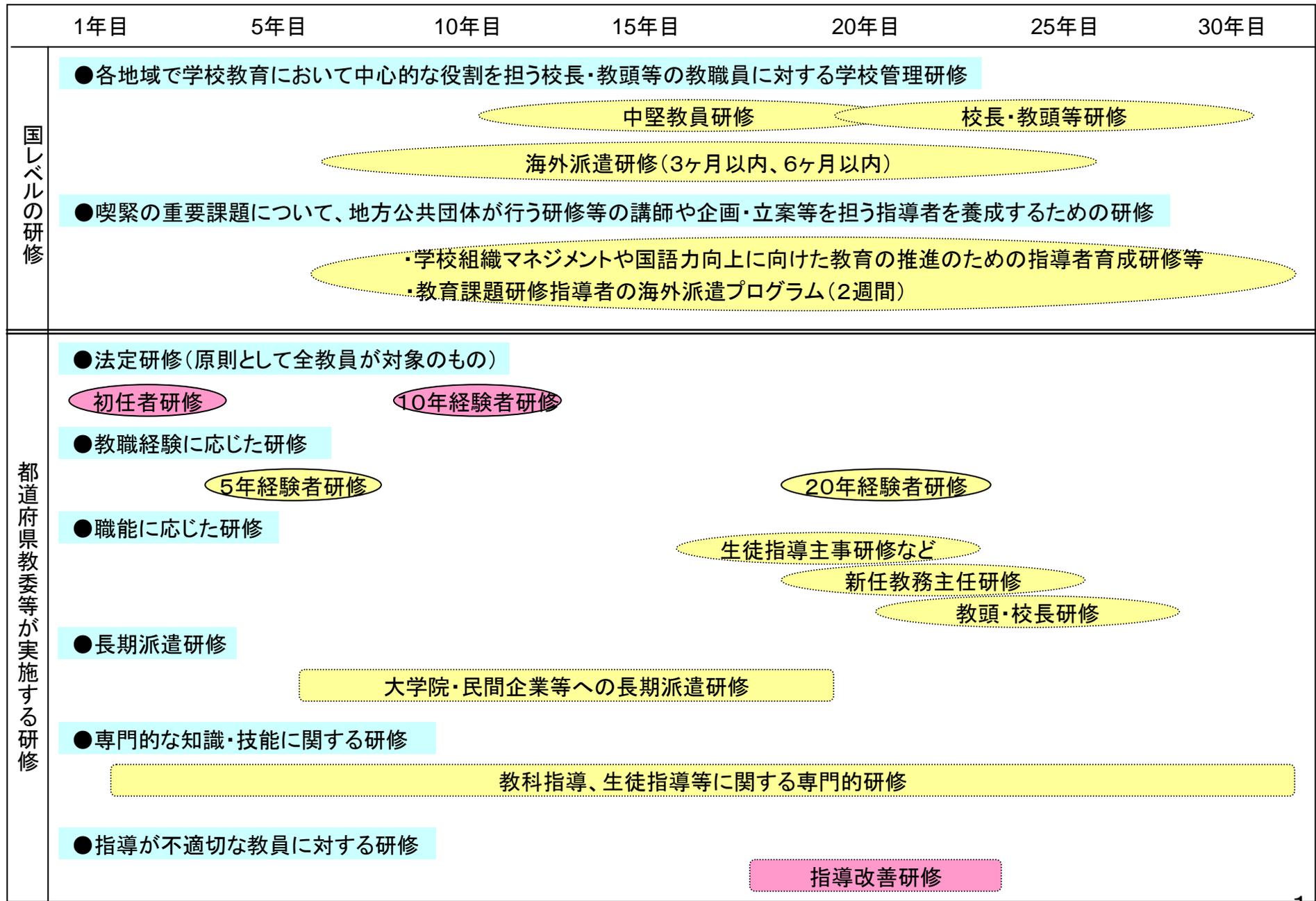


現職研修等に関する参考資料

教員研修の実施体系



初任者研修の概要

1. 目的: 新任教員の実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させる。
2. 対象者: 公立の小学校等の教諭等のうち、新規に採用された者
3. 実施者: 各都道府県、指定都市、中核市教育委員会
4. 根拠法: 教育公務員特例法第23条(昭和63年制度創設、平成元年度から実施)
5. 研修内容: 任命権者が定める。
(教員の経験に応じて実施する体系的な研修の一環をなすものとして樹立)

<文部科学省が教育委員会に示した内容例>

I. 校内研修

時間数: 週10時間、年間300時間程度
講師: 拠点校指導教員、校内指導教員

【実施上の留意点】

- ・個々の初任者の経験や力量、個々の学校の抱える課題に重点を置く
- ・授業の準備から実際の展開に至るまでの授業実践の基礎(指導案の書き方、板書の仕方、発問の取り方等)について、きめ細かく初任者を指導

II. 校外研修

日数: 年間25日間程度
研修場所と研修内容

- ①教育センター等における教科等に関する専門的な指導
- ②企業・福祉施設等での体験研修
- ③社会奉仕体験活動研修及び自然体験活動研修
- ④宿泊研修(4泊5日程度)

【実施上の留意点】

- ・校内研修との有機的な連携を保つ
- ・初任者が自己の問題意識に応じて講師や研修内容を選択できるようにする
- ・参加型・体験型研修、課題研究・討論など課題解決的な研修を多く取り入れる
- ・異なる規模の学校や他校種での研修等、他の学校での経験を得る機会を確保する

10年経験者研修の概要

1. 目的: 個々の能力、適性等に応じて教諭等としての資質の向上を図る。
2. 対象者: 公立の小学校等の教諭等のうち、在職期間が10年に達した者
3. 実施者: 各都道府県、指定都市、中核市教育委員会
4. 根拠法: 教育公務員特例法第24条(平成14年制度創設、平成15年度から実施)
5. 研修内容: 任命権者が定める。
(教員の経験に応じて実施する体系的な研修の一環をなすものとして樹立)

<文部科学省が教育委員会に示した内容例>

I. 評価・研修計画書の作成

①能力、適性等の評価

- ・都道府県教育委員会は、評価基準を作成し、各学校に配布
- ・校長は、評価基準に基づき、受講者の能力、適性等について評価を行い、評価の案を市町村教育委員会に提出
- ・市町村教育委員会は、調整等を行った後、最終的に評価を決定

②研修計画書の作成

- ・校長は、評価を踏まえ、研修計画書の案を作成
- ・市町村教育委員会は、評価の結果に基づき、受講者ごとに受講すべき講座等を記載した研修計画書を作成

II. 研修の実施

①長期休業期間中の研修

- 日数: 20日間程度※/場所: 教育センター等
- 講師: ベテラン教員、指導主事等
- 規模: 少人数形式
- 方法: 模擬授業、教材研究、ケーススタディー等

②課業期間中の研修

- 日数: 20日間程度/場所: 主として学校内
- 助言: 校長、教頭、教務主任等
- 方法: 研究授業、教材研究等

III. 研修実施後の評価

研修終了後も、引き続き教諭等の資質の向上を図っていくため、研修終了時に、再度、評価を行い、その結果を、当該教諭等に対する今後の指導や研修に活用していくことが望ましい。

「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令及び教員免許更新制の実施について」
(20文科初第913号)(抄)

第4 その他

1. 十年経験者研修をはじめとする現職研修と免許状更新講習の整合性の確保

○ この場合、十年経験者研修制度の実施に当たって発出した「教育公務員特例法の一部を改正する法律等の公布について(通知)」(14文科初第575号)において教育センター等において実施する校外研修の期間を20日間程度(幼稚園については10日間程度)を想定するとしているが、例えば、当該校外研修の期間を現行の日数から5日間程度短縮することも考えられること。

(独)教員研修センターの概要

学校教育の機会均等の保障と教育水準の維持等のため、
国と**自治体**とが、それぞれ適切な役割により、教員の資質能力を向上

国＝教育政策上、真に必要な研修を厳選し、自治体の行う研修の指導者や地域の中核指導者を養成

- ◆**喫緊課題の指導者養成** ⇒ いじめ・不登校・非行等の生徒指導、外国人児童生徒の教育、キャリア教育など、喫緊の重要課題について自治体の研修講師等の指導者を養成
 【喫緊課題研修】
- ◆**地域の中核指導者養成** ⇒ 理不尽な要求を繰り返す保護者（モンスターペアレンツ）対応等で必要な教育法規や、組織運営、危機管理等の研修により、総合的な学校経営力を備えた学校管理職等を養成
 【中央研修】

実施

独立行政法人「教員研修センター」

指導者養成

自治体＝教育センター等において、**全教員(約92万人)に対する研修等を実施**

自治体の研修実施権者=106
 47都道府県、19指定都市、
 40中核市

- 「**初任者研修**」、「**10年経験者研修**」など全教員を対象とした**法定研修**を実施
- センターの研修受講者等が講師となり、地域の実情等に応じた**喫緊の重要課題研修**を実施 など

- ◎**設 立** 平成13年4月設立 ← 文科省が直接実施してきた研修等を一元的・集中的に実施するため、業務、予算・定員(28人)等に移管
- ◎**所 在 地** つくば本部：茨城県つくば市立原3番地(土地67,559㎡、建物19,440㎡、宿泊施設300室)……
 東京事務所：東京都港区虎ノ門2-3-20虎ノ門YHKビル4階(建物310㎡、借料等31百万円/年)
- ◎**予 算** 平成23年度要求：1,454百万円(前年度1,546百万円)
- ◎**役 職 員** 役員4人(うち非常勤1人)、職員41人(うち、プロパー11人、文科省出向者7人、国立大学・都道府県出向者23人)
 (平成22年9月現在)

(独)教員研修センターが実施する研修

●生徒指導、学校安全などの喫緊の重要課題の研修の指導者養成(18研修)

【喫緊の課題に関する研修等の指導者養成】

- ・ 生徒指導の指導者養成研修
- ・ 学校安全指導者養成研修
- ・ 学校組織マネジメント指導者養成研修
- ・ 学校評価指導者養成研修
- ・ カリキュラム・マネジメント指導者養成研修
- ・ 国語力向上指導者養成研修
- ・ 道徳教育指導者養成研修
- ・ 環境教育指導者養成研修
- ・ 人権教育指導者養成研修
- ・ キャリア教育指導者養成研修
- ・ 小学校における英語活動等国際理解活動指導者養成研修
- ・ 外国語指導助手研修
- ・ 外国人児童生徒等に対する日本語指導の指導者養成研修
- ・ 子育て支援指導者養成研修
- ・ 子どもの体力向上指導者養成研修
- ・ 健康教育指導者養成研修
- ・ 食育指導者養成研修
- ・ 教育課題研修指導者海外派遣プログラム

●各地域における高度な学校経営力を備えた学校管理職等を養成(3研修)

【地域の中核リーダー養成(中央研修)】

- ・ 教職員等中央研修
(校長・教頭等研修、中堅教員研修)
- ・ 事務職員研修(小・中学校、高等学校)
- ・ 教職員等海外派遣研修(英語教員等)

●自治体からの委託等により実施する研修(3研修)

- ・ 産業・理科教育教員派遣研修
- ・ 産業・情報技術等指導者養成研修
- ・ 産業教育実習助手研修

教員研修センターについての事業仕分け結果・国民から寄せられた意見と平成22年度予算における対応状況

(単位：百万円)

項目名	要求額	事業仕分けの結果 (H21. 11. 11)	国民から寄せられた意見	予算における対応	
					予算額
独立行政法人 教員研修センター	1,508	<p>【評価結果】 自治体・民間へ移管</p> <p>【主な理由・コメント】 ○ 教育研修は、自治体が責任をもって行うべき。国が定期的に研修を行う必要はない。</p> <p>○ 地方や民間に比べて、施設運営、ソフト面での効率性の説得性が不明。</p>	<p>○ 約300件の意見。</p> <p>○ そのうち、事業仕分けの結果に賛成する意見は概ね3割であり、例えば「各教育委員会の研修と重複している」、「費用対効果の関連から必要性が認められない」といった意見。</p> <p>○ 事業仕分けの結果に反対する意見は概ね7割であり、例えば「(自らの経験に照らし)研修終了後も研修生同士で交流を深めたり、他県教員との情報交換等全国的な視野拡大に大いに役立った」、「国は教育のレベルを保持する責任を持つべき」といった意見。</p>	<p>○ 事業仕分けや頂いた御意見を踏まえ、教員免許制度の抜本的な見直しや研修の充実など教員の質の向上を目的とする改革の中で、教員研修センターの役割の抜本的な見直しを検討して参ります。</p> <p>○ 特に、自治体・民間への移管については、このような改革の中で、研修に係る国と自治体との役割分担も含め抜本的な見直しを行い、国の役割を終えた研修は自治体にその実施を委ねるとともに、研修施設や宿泊施設の維持管理等の民間委託を進めて参ります。</p> <p>○ なお、平成22年度においては、研修の厳選及び受講定員の見直し等により、運営費交付金の予算要求額の縮減を図って参ります。</p>	1,407

指導改善研修の概要

- 1. 目的** : 指導が不適切な教員の指導の改善を図る。
- 2. 対象者** : 公立学校の教員のうち、任命権者(各都道府県、指定都市教育委員会)に指導が不適切であると認定された者
- 3. 実施者** : 任命権者(各都道府県、指定都市教育委員会)
- 4. 研修期間**: 原則として1年以内(延長の場合でも2年以内)
- 5. 研修内容**: 研修を受ける者の能力、適性等に応じて計画書を作成して実施
- 6. 根拠法** : 教育公務員特例法第25条の2 (平成19年改正、平成20年度から施行)
※平成20年以前から、各都道府県・指定都市教育委員会において、指導が不適切な教員の人事管理に関するシステムの整備・運用がなされていたところ。

(指導改善研修後の措置)

任命権者が、指導改善研修後も指導の改善が不十分で、児童等に対する指導を適切に行うことができないと認める場合には、免職その他の必要な措置を講ずる。

《参照条文》

教育公務員特例法(昭和二十四年一月十二日法律第一号)

(指導改善研修)

第二十五条の二 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、児童、生徒又は幼児(以下「児童等」という。)に対する指導が不適切であると認定した教諭等に対して、その能力、適性等に応じて、当該指導の改善を図るために必要な事項に関する研修(以下「指導改善研修」という。)を実施しなければならない。

2 指導改善研修の期間は、一年を超えてはならない。ただし、特に必要があると認めるときは、任命権者は、指導改善研修を開始した日から引き続き二年を超えない範囲内で、これを延長することができる。

3 任命権者は、指導改善研修を実施するに当たり、指導改善研修を受ける者の能力、適性等に応じて、その者ごとに指導改善研修に関する計画書を作成しなければならない。

4 任命権者は、指導改善研修の終了時において、指導改善研修を受けた者の児童等に対する指導の改善の程度に関する認定を行わなければならない。

5 任命権者は、第一項及び前項の認定に当たっては、教育委員会規則で定めるところにより、教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び当該任命権者の属する都道府県又は市町村の区域内に居住する保護者(親権を行う者及び未成年後見人をいう。)である者の意見を聴かなければならない。

6・7 (略)

(指導改善研修後の措置)

第二十五条の三 任命権者は、前条第四項の認定において指導の改善が不十分でなお児童等に対する指導を適切に行うことができないと認める教諭等に対して、免職その他の必要な措置を講ずるものとする。

平成20年度 指導が不適切な教員の人事管理に関する取組等について(概要)

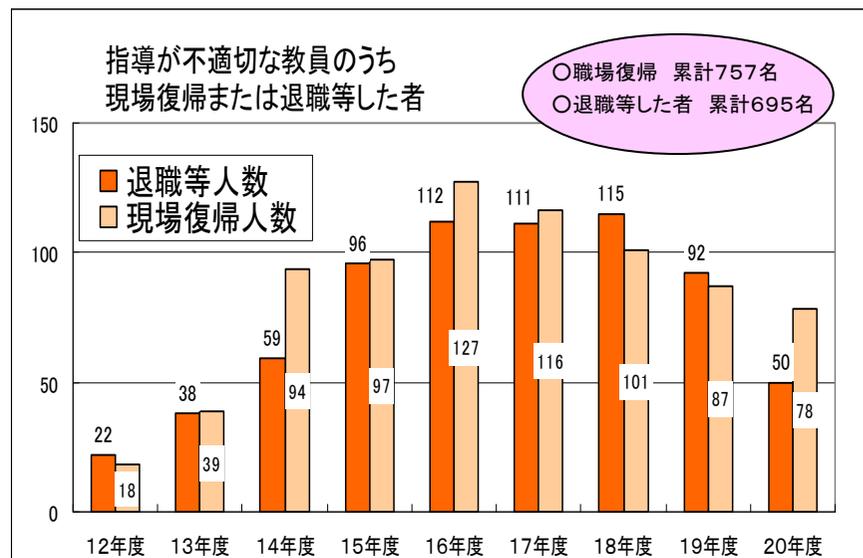
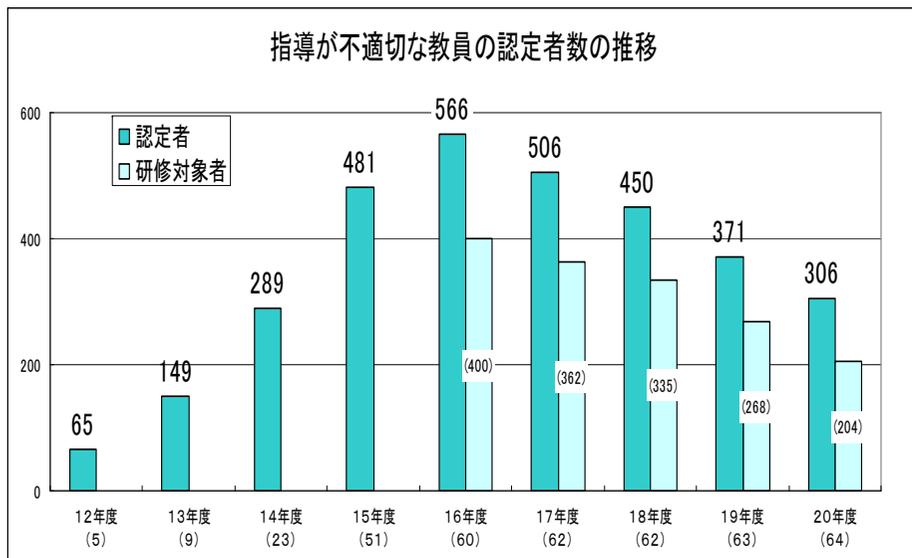
1. 調査対象・調査時点

全ての都道府県・指定都市教育委員会を対象として、平成20年度の状況について調査。

2. 指導が不適切な教員の認定者数

全ての教育委員会において指導が不適切な教員の人事管理に関するシステムが整備されており、20年度における職場復帰(78名)や退職等した者(50名)を含め、これまでの取組の中で、職場復帰(757名)や退職等した者(695名)がでており、一定の対応が進められている。

認定者 総数 (①+②+③)	①20年度に研修を受けた者							② 研修受 講予定 者のう ち、別 の措置 がなさ れた者	③ 21年 度から の研修 対象者	
	現場 復帰	依 願 退職	分 限 免職	分 限 休職	転 任	研 修 継 続	その他 (懲戒免職 1 定年退職 1)			
306	189	78	40	3	5	6	55	2	15	102



※ 研修対象者(当該年度)については、16年度より調査。
 ※ 年度の下のカッコは、指導が不適切な教員を認定する人事管理システムを導入している県市の数を示す。

※ 退職等人数には、依願退職、分限免職、懲戒免職、転任が含まれる。